

厚木市子ども育成条例改正方針について

1 条例改正の趣旨

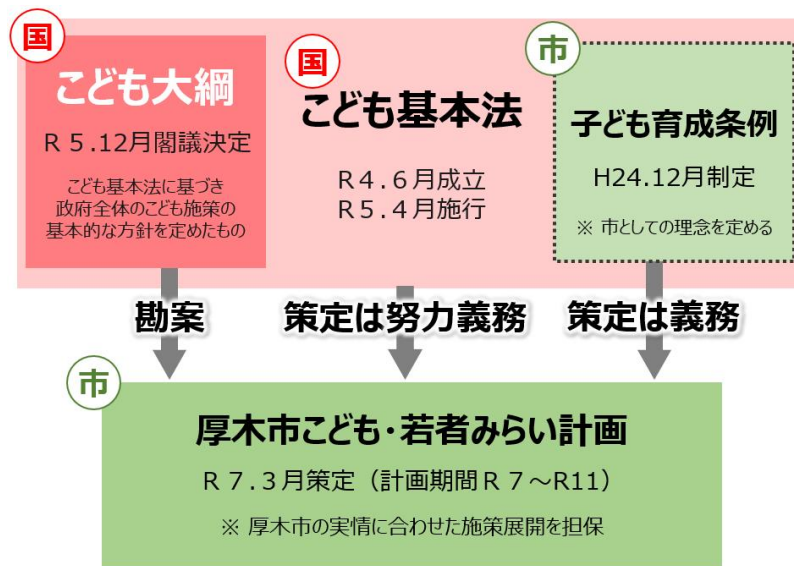
本市では、こどもの健やかな成長と、保護者が子育てに誇りと喜びを感じてもらえる環境づくりを進めるため、平成24年に「厚木市子ども育成条例」（以下「条例」という。）を制定し、多様な施策・サービスに取り組んできました。

条例制定から12年が経過する中、本市は県内でも有数の「子育てのまち」として認知されるようになりました。一方で、想定を上回る少子化の進行に加え、児童虐待の増加やヤングケアラーの顕在化など、自治体規模では対処しきれない複雑・複合化した課題が全国的に深刻となってきました。

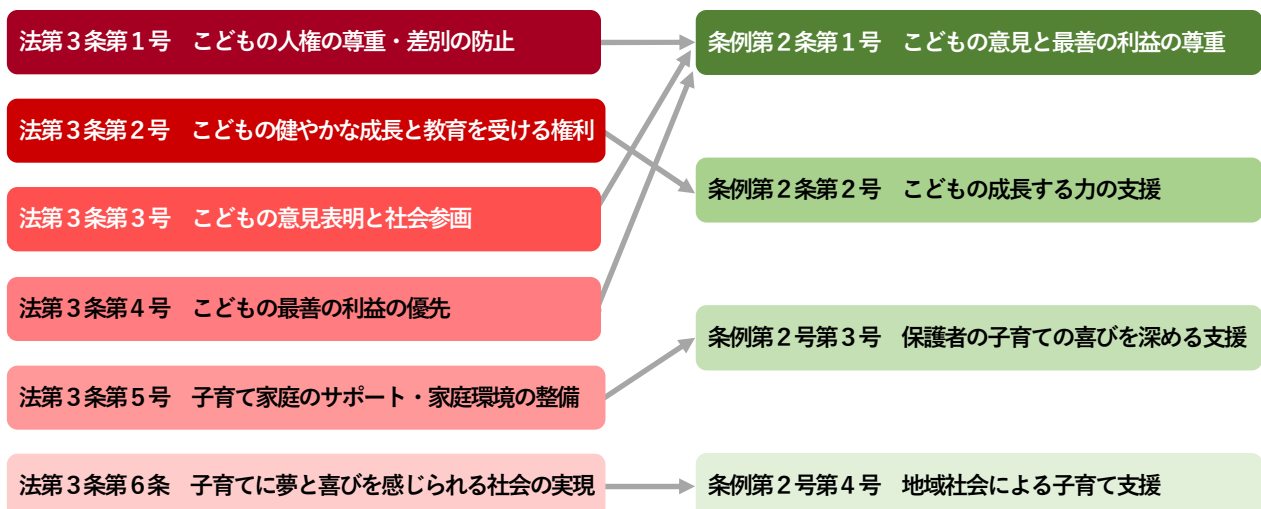
国は、こうした課題に対処するため、令和4年に「こども基本法」（以下「法」という。）を制定し、こどもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進めていこうという大きな方針を打ち立てました。

本市においても、これに準じて一体的な取組を進めるものですが、法との整合を図るため条例の一部を改正するものです。

こども基本法の成立に伴う条例・計画の位置付け



こども基本法と子ども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係



2 改正の考え方及び主な改正点

法の制定により、こどもの権利については、児童虐待や貧困といった社会的課題を背景に、こどもの権利保障に関する規定が設けられました。

条例においても、こどもの権利を守ることをより明確にするため、こどもの基本的人権の尊重について定めるなど、所要の措置を講じるものです。

- (1) 条例の題名を始め、条例中で用いる「子ども」の表記を平仮名に変更します。
- (2) 基本理念について定める条例第2条に、法の趣旨を踏まえる旨を追加します。
- (3) 法が定める基本理念の趣旨を踏まえて、こどもの人権尊重並びにこどもの意見表明及びその尊重に関する基本理念を条例第2条に加え、基本理念を4本立てとします。
- (4) 児童虐待、ヤングケアラー問題、こどもの貧困など、こどもを取り巻く様々な課題に対応しながら、本市の子育て環境の更なる充実を図る上では、市民が果たすべき役割は重要になることから、「市民の役割」を定める規定を設けます。
- (5) 条例第2条に新たにこどもの意見表明の機会を確保し、及びその意見を尊重する旨の基本理念を設けることに伴い、こどもに関する計画等にこどもの意見を反映させることを担保するための規定を新たに設けます。
- (6) 子ども育成推進委員会の所掌事項を、「市が実施する子育て環境の充実を図るための施策の審議」とし、併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものと再定義します。

3 関係例規の整備

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会規則
 - ア 委員会名を「厚木市こども育成推進委員会」に改め、規則中「子ども」を平仮名表記に改めます。
 - イ 引用条項を改めます。
- (2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改めます。

4 施行日（予定）

公布の日

5 条例改正のスケジュール（予定）

令和7年9月	厚木市子ども育成推進委員会、意見交換会の開催
11月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	例規審査会
2月	厚木市議会議案提案
3月	周知、改正条例公布・施行